

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の改正案に対する意見公募の結果について（原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設）

令和 6 年 9 月 11 日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の改正案（原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設）について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和6年7月 18 日から同年8月 23 日まで

対 象：

➤ 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の改正案

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数：3件¹

○提出意見に対する考え方：別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるもの（原子力災害対策に関連する意見は除く）は1件であった。

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の改正案についての提出意見及び考え方

令和6年9月11日

整理 番号	提出意見	考え方
1	・ 5 枚目の改正後欄の 14 行目「(1) から」は「次に掲げる (1) から」のほうがよい。6 枚目の 7 行目の例と同様に。 ・ 3 枚目の改正後欄の 11 行目「制定した」は「内閣府が制定した」のほうがよい。	➤ 5 枚目の該当部分については、「次に掲げる」の他の用例に鑑み原案のとおりとさせていただきます。 ➤ 3 枚目の該当部分については、当該マニュアルは、内閣府（原子力防災担当）と原子力規制庁の連名で制定したものであり、原案のとおりとさせていただきます。
2	協力機関を全国規模の組織にも対象を広げることは合理的であり早急に進めるべきであると考えます。 協力機関に指定することで指定された組織には緊急時に備えた体制確保のために要員の教育・訓練・維持・更新を継続して行う必要がある。そのためには原子力災害医療協力機関が運営上負担になることのないよう、適切な財政的支援と運営に対する継続的なサポートが必要であると考えます。 今回の指定要件の改正案は是非進めていただきたい。	➤ 原子力災害医療に係る資機材及び研修については、従前から国の予算にて対応しているところです。原子力災害対策指針の改正後、新たに国が指定する原子力災害医療協力機関については、ご指摘いただいた必要な資機材及び要員の研修に係る費用等の具体的に活動を実施する上で必要な経費について確認し、既存の制度の活用も含めてその負担のあり方について検討していきます。
3	「はじめに」に関して過去の反省を踏まえることが重要であるので以下の経緯も踏まえてはどうか。それぞれ、その対策として、何が検討されたかも含めて。 ・ 周辺の医療機関が協力姿勢を示すことが困難になったことから放射性物質が付着した被災者の受け入れに混乱が生じたこと。 ・ そのために事前に定めた体表面スクリーニング基準が見直されたが、その見直しの過程においてそもそもの体表面スクリーニングの役割が顧みられず（上記の事情もあり）、関係機関から非合理的な説明資料が提示された。 ・ 事故前に想定していた当初の体表面スクリーニングの役割を踏まえた原子力安全委員会から送付されたファクシミリの扱いが不明確なままであること。 ・ 体外測定に関しても事前に準備されていたが、県外に設置されていたものも含めて（県内は想定外の高 BG に見舞われ対応が困難となったが、それでもできるだけデータを得ようと模索されていた）、機能せず、県外に避難した県民の期待に応えられなかったこと。	➤ 「はじめに」については、原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件に係る改正経緯の概要について記載しているものであり、原案のとおりとさせていただきます。